

高額療養費の自己負担限度額が 1月の診療分から変わります

平成27年1月診療分から、高額療養費の自己負担限度額が変わります。
収入によっては医療費の負担に影響しますので、確認しておきましょう。

所得区分 (標準報酬月額)	1カ月の 限度額の目安	多数該当
上位 (53万円以上)	150,000円	83,400円
一般 (53万円未満)	80,100円	44,400円
低所得者 (住民税非課税等)	35,400円	24,600円

所得区分 (標準報酬月額)	1カ月の 限度額の目安	多数該当
83万円以上	252,600円	140,100円
53万円 〜 79万円	167,400円	93,000円
28万円 〜 50万円	80,100円	44,400円
26万円以下	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税等)	35,400円	24,600円



標準報酬月額
によって
違うのかー。

70歳~75歳未満の方の
変更はありません。

所得区分が細分化され
5つの区分に分かれます。

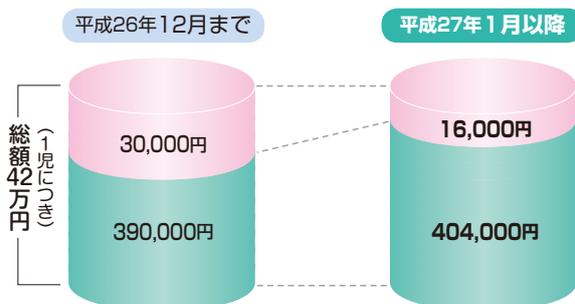
世帯で合算できる額
(21,000円以上が対象)は
変わりません。

※適用されるのは同じ医療機関で1人1ヵ月ごと・診療科別(医科・歯科)ごととなります。

限度額適用認定証を活用しましょう

医療機関の窓口へ「限度額適用認定証」を提示すれば、入院・外来の支払いが自己負担限度額までになります。自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の払い戻しには時間がかかりますので、高額な支払いが考えられるときには、ぜひ活用しましょう。

認定証の発行を受けるには、窓口での支払いの前に健保組合に申請が必要です。



影響があるのは…

産科医療補償制度の対象外の出産の場合は、保険料を除いた404,000円が出産育児一時金として支給されます。

- 対象外の医療機関での出産（海外での出産など）
- 妊娠85日以降22週未満での出産

出産育児一時金には、分べん中の事故などによる子どもの脳性まひを補償する産科医療補償制度の保険料が含まれています。その保険料が見直されることにより、平成27年1月以降の出産から、出産育児一時金の内訳が変更されました。総額ではこれまでと同じ1児につき42万円です。

内訳が変更されました
出産育児一時金の

総額ではこれまでと同じ42万円